

請願第93号 精神障がい者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める件

平成22年6月8日 受理

平成22年6月11日 付託

保健福祉委員会

請願者 札幌市中央区北22条西15丁目  
北海道精神障害者回復者クラブ連合会  
会長 大井 暢之

紹介議員 柿木 克弘、斉藤 博  
包國 嘉介、大河 昭彦  
花岡 ユリ子

請願の要旨

平成18年から実施された障害者自立支援法では、3障がいの一元化が国の基本的な方針としてうたわれているが、公共交通機関の運賃割引制度から精神障がい者は除外されている。働くことが困難な精神障がい者に、障害者自立支援法はさらなる経済的な負担を求め、精神障がい者の生活を圧迫している。

定期的な通院と服薬を行わなければ精神障がい者は、正常な日常生活を送ることができないが、北海道では精神科外来が偏在しており、通院のための交通費だけでも大変な負担となっている。

多くの精神障がい者が障がいの快方を願って作業所やデイケアに通っているが、交通費の負担が重くのしかかっている。また、長期にわたる服薬により、精神科以外の疾患を併発する者も多くいることから、公共交通機関の運賃割引制度の適用を強く要望する。

よって、道議会において、経済的な支援を求める北海道の多くの精神障がい者の声にこたえ、北海道で精神障がい者のために、公共交通機関の運賃割引制度を実施するよう、次の事項について配意願いたい。

記

- 1 北海道で精神障がい者のために、公共交通機関の運賃割引制度を実施すること。
- 2 国の関係機関に「精神障がい者の公共交通機関の運賃割引制度の実施」を求め、意見書を提出すること。